令和６年度　第２回熊谷市入札適正化委員会　議事録

１　開催日時　　令和７年２月１７日（月）午前１０時開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟第１委員会室

３　出席者

委員

田尻委員長、木村委員長職務代理、石井委員、貝沼委員、富井委員

事務局

総務部	長谷川部長
契約課	齋藤課長、岡副課長、杉山主幹、鈴木主査、関塚主査、植原主査
上下水道部	武田部長
経営課	竹村課長、新島主査、栗原主査

抽出案件主管課

道路課	大崎課長、中澤副課長
河川課	萩原課長、瓜田主査
営繕課	大場課長、青木副課長、深作主査、奥﨑主任
水道課	田中課長、丹野主任、門脇技師、吉田技師
下水道課	新井課長、金子係長

４　議事

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

＜市長部局＞

建設工事

・　一般競争入札	２件／対象事案	７７件
・　指名競争入札	０件／対象事案	４１件
・　随意契約	１件／対象事案	５件

業務委託

・　指名競争入札	２件／対象事案	２０件
・　随意契約	０件／対象事案	０件

＜上下水道部＞

建設工事

・　一般競争入札	２件／対象事案	３１件
・　指名競争入札	０件／対象事案	１３件
・　随意契約	１件／対象事案	１件

業務委託

・　指名競争入札	１件／対象事案	８件
・　随意契約	０件／対象事案	０件

ウ　次回抽出委員の指名
エ　その他

議事の概要

ア　入札及び契約手続の運用状況に関する報告
　資料に基づき、事務局から令和６年７月１日から令和６年１２月２７日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

イ　抽出事案に関する審議
　下記事案につて、事務局から説明を行った。
　委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞
事案１・・・準用河川新星川改修工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委員：　最低制限価格はどのように算定するのか。
事務局：　中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めた最低制限価格基準を踏まえて算定している。直接工事費の９７%、共通仮設費の９０%、現場管理費の９０%、一般管理費等の６８%を合計した価格が、予定価格の７５%と９２%の間にある場合は、その価格が最低制限価格となるが、予定価格の７５%を下回った場合は、７５%の価格を、また、予定価格の９２%を上回った場合は、
９２%の価格を採用する。
委員：　入札価格は、最低制限価格を上回る必要があるということか。
事務局：　上回る必要がある。下回った場合は失格となる。
委員：　今年度、この場所が工事対象となった理由は。
事務局：　この工事は、新星川改修事業として整備を行っているもので、下流側から順次整備を進めており、今年度はこの場所が対象となった。

事案２・・・市道１２５号線交差点改良工事【一般競争入札（総合評価方式）】
【質疑応答】
委員：　７ページの「評価結果表」を見ると、主観的な要素と客観的な要素が混ざり合っているように感じる。必須評価項目のウの（ア）工事成績評定で２者の間で０．５の差があるが、この差を客観的に説明できるのか。たとえば、選択評価項目のキの（エ）ＩＳＯ９００１の取得であれば、はっきり判断が付くが、コの（ア）企業の社会的貢献度の実績のようなものは、誰にでも説明できる基準があるのか。
事務局：　この評価項目は全て、客観的な数値に基づいて評価している。工事成績評定では、過去２年間の工事成績評定点の平均が８５点以上の場合は２点、８３点以上８３．４点未満の場合は１．５点としている。

委員：　工事の成績評定点は、請け負った工事の件数によって違ってくると思うが、何件以上請け負う必要があるのか。

事務局：　工事成績評定で使う工事成績評定点は、過去２年間に請け負った工事の平均点となるので、工事件数での違いはない。

委員：　今回の配点で難工事完了実績での差が大きいが、この工事は難工事に指定されているのか。

事務局：　この工事は、難工事の指定は行っていないが、県道との交差点部分を含む工事であり、内容的に判断し総合評価方式とした。

委員：　難工事完了実績の項目欄に「熊谷市発注」とあるが、他市や県の実績は含めないのか。そもそも、他の自治体の実績は確認できないのか。

事務局：　熊谷市の実績のみである。

事務局：　以前は、熊谷市で発注する工事で難工事指定するものは、年に数件しかなかった。そのため、埼玉県内の難工事実績を採用していた時期もあったが、近年は、橋りょうや歩道橋の補修工事で難工事指定を行っている。対象件数が増えており、有識者の意見等を伺い、現在は熊谷市の発注工事のみを対象としている。

なお、落札候補者となった事業者に対して技術資料の提出を求めていることから、その際に他の自治体の難工事の完了実績の証拠書類を出してもらうことにより、実績を確認することは可能と思われる。

委員：　熊谷市のみの実績とした理由は。

事務局：　総合評価方式の入札に市内の多くの事業者に参加してもらいたいとの考えから、熊谷市のみの実績とした。

委員：　Ｃ者が２点となっているのは、これまでに２件の難工事の実績があっということか。

事務局：　そのとおり。

委員：　難工事完了実績は、１年度間の実績か。

事務局：　過去３年度間の実績になる。

委員：　今回の案件では、この難工事完了実績のウェイトが高いように感じる。この項目が加わることにより落札する事業者も大きく変わる可能性がある。毎回この評価項目は加えているのか。

事務局：　難工事完了実績は、選択評価項目であり、必ず加える必要はないが、近年の総合評価方式の入札では加えている。

事案３・・・道閑堀・俵瀬遠隔監視装置設置工事【随意契約】

【質疑応答】

委員：　Ａ者のシステムを設置できるのがＡ者の指定代理店のみとの理由から、随意契約としたようだが、この事業者のみが指定代理店なのか、それともＡ者からの指定があったことにより、この事業者としたのか。

事務局：　この事業者しか、今回のシステムの設置ができないことから随意契約とした。

委員：　Ａ者のシステムだが、Ａ者が直接設置するのではなく、代理店が施工するわけだが、この代理店にするよう指定があったのか。

事務局：　市内１１か所に同じシステムが導入されており、十数年前からこの事業者が、設置・管理を行っていることから、随意契約とした。

委員：　元々の設置を、今回の事業者が行っているということか。

事務局：　当初の設置工事は、Ａ者が受注しているが、その下請けとして今回の事業者がいた。

委員：　当初、Ａ者の下請けとして、この事業者が設置を行っていたということか。

事務局：　そうである。最初、埼玉県が今回のシステムを導入し、河川管理の移管等により、現在に至った経緯がある。

委員：　Ａ者の公式ホームページにはなかったが、インターネットで調べると、Ａ者の指定代理店は県内に数者あり、入札が可能だったのではないか。

事務局：　可能であれば行ったが、Ａ者から、特段代理店の指定もなかったことと、様々な事業者が入ることにより、総合的な管理が難しくなるため、随意契約とした。

事案４・・・熊谷市立三尻小学校管理教室棟大規模改修工事設計業務委託【指名競争入札】

事案５・・・熊谷市立玉井中学校管理教室棟大規模改修工事設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員：　今回の案件は、市内本店事業者だけでも指名業者数は充足しているが、なぜ市外の事業者も指名したのか。

事務局：　最近の設計業務委託の入札状況を見ると、市内本店事業者の入札参加が少ないため、実績のある県内本店事業者まで広げている。

＜上下水道部＞

事案６・・・妻沼第８・９水源及び浄水場整備工事【一般競争入札】

【質疑応答】

なし

事案・・・７元荒川第３処理分区下水道工事（第１工区）【一般競争入札（総合評価方式）】

【質疑応答】

委員：　この工事を、総合評価方式とした理由は。

事務局：　工事個所が、住宅が密集し道路も狭く入り組んでいることから、効率良く着実に工事を進めることができる事業者に請け負ってもらうため、総合評価方式とした。

委員：　事案２の案件も含め、総合評価方式になると、同じような事業者が入札しているようで、偏りがあるように感じられた。

事務局：　設計金額から、入札可能な市内本店事業者の数が限られてしまうため、若干の偏りはあると思う。ただ、事業者団体等からは、クオリティの高い部分も評価してもらいたいとの要望もあり、市としても事業

者の社会的貢献度等も評価していきたいことから、総合評価方式を採用している。

委員：　１７ページの入札結果を見ると、４者の内３者が辞退となっているが、一般競争入札なので、この辞退とはどのように見るのか。

事務局：　総合評価方式でも電子入札の手続を取っている。初めにエントリーを行った事業者が、実際に入札を行わなかった場合に辞退となる。

委員：　１６ページの入札執行経過から、エントリーや辞退となるのは、どのタイミングか。

事務局：　７月１２日から、エントリーが可能となり、エントリーを行った事業者が、８月２日から８月５日までの間に入札を行うことになる。

委員：　２段階の手続になるのか。

事務局：　入札に参加する意思を示すエントリーを行った後に、入札額を記載した札を入れる手続となる。

委員：　設計金額等は、８月１日の段階で公表されているのか。

事務局：　設計金額は、入札が成立し落札者が決定された段階で公表される。

事案８・・・西野地内配水管改良工事【随意契約】

【質疑応答】

委員：　随意契約となっているが、実際には契約内容を途中で変更したように感じる。元々の工事を行う際には、入札を行ったのか。

事務局　この工事は、元々漏水が発生したことによるもので、漏水の修繕工事は、エリアを担当している契約事業者に緊急的に対応してもらうことになっている。

今回、緊急的に漏水箇所の修繕に着手してもらったが、現場が県道の交差点部分であることや大型排水路やＮＴＴケーブルが埋設されていることが確認され、通常の漏水修繕工事では対応できず、大掛かりな工事となるため、対応に当たってもらった事業者と随意契約を結ぶことになった。

委員：　熊谷市の場合、エリアごとに担当の漏水修繕事業者を決めているのか。

事務局：　エリアごとに担当事業者を決めているが、漏水修繕が行える事業者の数が限られており、担当エリアの事業者が工事に着手できない場合は、他のエリアの事業者にお願いすることもある。

委員：　市内で、漏水修繕を担当している事業者は何者あるのか。

事務局：　漏水当番として、対応していただいている事業者は、１９者になる。

事案９・・・北部浄水場施設耐震診断業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委員：　指名競争入札は、設計金額を事前公表するのか。

事務局：　事前公表される。

【議事全般にわたる意見等】

委員　　事案の４、５で、設計金額が事前に公表されているのにも関わらず、入札した市内本店事業者は１者しかなく、それも設計金額より高い金額で入札している。市内本店事業者の入札状況が悪いのは、設計金額の問題か、時期の問題か、市はどのように考えているのか。

事務局：　令和５年度の後半から、建築設計の業務委託において市内本店事業者の入札状況が悪くなっている。推測になるが、国や県等の業務が増加していて、そちらの入札を優先していることや、技術者の不足等が原因と考えられる。

委員：　今後、市内の事業者が、建築設計の業務委託を請け負うことは難しいということか。

事務局：　技術者等の不足から、仕事が手一杯の状況で、仕事を受けたくても受けることが出来ない状況かと思う。

委員：　過去３年間の市長部局の建設工事の発注件数は連続で減っているが、請負金額は毎年１０%程増えている。また、上下水道部局では、４年度と５年度では発注件数が増えているが、６年度は減っている。請負金額は４から５年度で７%、５から６年度で２５%程増えている。両部局とも件数が減っているのに、請負金額が増えている原因をどう考えるか。

事務局：　労務単価や建設資材の上昇が原因と思われる。また、近年大型の工事が増えていることも原因と思われる。

事務局：　上下水道部局も市長部局と同様の状況である。

委員：　先程、大型の工事が増えているとの説明があったが、何か理由があるのか。

事務局：　公共施設アセットマネジメントの関係で、施設の統廃合を進めており、そのため大型の工事が増えている。

ウ　次回抽出委員の指名

次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

エ　その他

次回の委員会の開催予定について説明した。

以上で、閉会となった。